

関係住民からのご意見と検討主体の考え方

本資料は、関係住民の皆様から頂いたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、頂いたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成28年 5月11日

国土交通省 九州地方整備局

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（1 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>1. 城原川の治水対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月の洪水は、上流の野越しから水が溢れ家の中に水が入ってくると思いとても恐ろしかった。景観も大事だが、人命・財産の方が大事であるため、それを守る対策をお願いしたい。 ・時間100ミリの雨が脊振に降ったら大変な事になると思うため、洪水時の水位を下げ溢れないようにしていただきたい。 ・平成21年、平成22年に一番危険な目にあいました。たとえダムが着工しても、早急に城原川の堤防補強を行い平成21年水害が再び起こらないようにしてほしい。 ・ダムが出来る前に集中豪雨が来るかもしれない。天井川だから危ないのであれば、早く川の工事をしていただきたい。 ・城原川は今でも安全じゃないかという話がありましたが、平成21年の野越しから水が越える水害をみて、今でも安全であるという議論はだいぶなくなったと思います。 ・15年かけてダムを造る場合、その間流域は無防備でいなければならぬ。河川整備がまず先ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・同細目の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。 ・今後の城原川の治水対策にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしております。 ・城原川では、城原川ダム事業の検証期間中においても、検証の結論に対し手戻りのない範囲で河川整備を着実に進めています。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（2 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
2. ダムの必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水没予定地区では今日まで約40数年という半世紀近い歳月を通して翻弄され続けた。もう二度とこのような苦渋を味わいたくない。住民の意思が一つにまとまり、ダム事業への理解と期待が高まっており、一日も早いダム建設を強く要望する。 ・ 上流の方は水害に遭わないという観念があるが、今の洪水は上流で起きている。専門家の方がダムが必要と言っているのだから、早急にダム建設の推進をお願いしたい。 ・ 上流に木製ダムで急激な流れ込みを防ぎ、穴あきダムの流入を穏やかにする、自然に影響が少なく、生き物が棲みやすい環境の為に穴あきダムの建設を行ってほしい。 ・ ダムは上流と下流の分断により、生態系や土砂に関しても影響があるものの、流水型ダムであれば解消することができるため、私はこのダム案を評価したい。 ・ 平成21年7月豪雨での体験を踏まえ、早くダムを造って欲しいと思っている。川の水位を下げるが一番大切である。 ・ お金が安いから城原川ダムがいいとなっているが、お金の換えられないものがあるのではないかと。 ・ ダムが出来ると背振はバラバラになってしまうため、反対である。 ・ 城原川にダムを造っても地域の安全は図れない。この不要な公共事業は英断を持って中止すべきであり、水没地の補償とともに河川整備を早急に行うことが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変な苦勞、ご心勞をお掛けし、誠に申し訳ございません。 ・ 今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・ 同細目において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）6)地域社会への影響（以下略）」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。 ・ 同細目において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（3 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
2. ダムの必要性について（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム上流の山間部は、土石流が発生する場所であり、その安全対策はダムによって防ぐことはできず、高潮についても有効ではなく、それらを一律でダムで解消することはできない。 ・おそらく全ての農業用水などは合口されて、一つか二つのかんがい用水の口になっていくだろう。農家の負担は了解されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流を抑制することは流域管理の観点から非常に重要であると考えており、今後とも関係機関と連携し治山・治水事業を進めていく必要があると考えております。 ・高潮対策につきましては、筑後川水系河川整備計画に基づき、昭和60年の台風13号相当の高潮を目標とした堤防整備を進めております。 ・現在、関係行政機関からなる「城原川利水調整協議会」において、取水実態、利用状況の把握とともに水利用の合理化に向けた取り組みが利水者を含めた関係者との間で継続的に行われております。
3. 水没予定地への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・40年以上待たせた脊振の方に補償してあげて欲しい。 ・ダムを検討されている地域には迷惑をかけているはずであるため、慰謝料を払うことを考えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変な苦勞、ご心勞をお掛けし、誠に申し訳ございません。 ・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（4 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
4. ダムの構造について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が来た時に壊れるようなダムが一番危ない、そういうものは造らないにしてほしい。 ・ ダムはもっと上流に、どんなものが来ても大丈夫のように、地元の人達に意見を聴きながら理想的なものを造ることが大切である。 ・ 緑のダム（穴あきダム）を希望します。脊振の開けた場所に、堰の高さ2～3mで広い面積のダムにすれば樹木が育ち、自然に近いダムになる。 ・ ダムに流木が一斉に流れてきた時に、本当に閉塞しないか懸念があるため、詳細設計で十分な検討をお願いしたい。 ・ ダムの洪水吐きの小さな穴が閉塞することがないのか、鋼鉄製スクリーンが流木等で覆われて洪水の通過を遮ってしまうことはないのか、全くの未知数である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応します。 ・ なお、すべての治水対策案の立案にあたっては、関係法令等に基づき所定の安全性を有する構造で検討を行っています。
5. ダムの環境影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 穴あきダムの場合、魚道をつくると言っても難しいと思う。計画を立てたら、生物に詳しい人、地元の人意見を聴いて造ってもらいたい。 ・ 平素は自然の流れ、生物環境も保たれるものを希望します。 ・ 城原川ダムは、副ダムが生物の行き来を妨げる障害物となり、水生生物に対して少なからず影響を与えることが危惧される。 ・ 様々な環境影響評価をされているが、川の環境が海に最も大きな影響を与えるため、森から川、海まで繋がる環境の評価をしていただきたい。 ・ 城原川ダムは、洪水後、川の濁りが長期化することが避けられず、水生生物に対して少なからず影響を与えることが危惧される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）7)環境への影響（以下略）」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。 ・ 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めてまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（5 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
6. ダムの事業費について	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム案はコストが一番安いと言われているが、本当にそうなのか。造ったら2倍3倍のお金がかかったという事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）2)コスト（以下略）」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。 ・事業費の点検を行った結果については、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」の「4.1.1 総事業費及び工期」に示しております。
7. 部分的に低い堤防（野越し）について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月洪水の450m³/sは、昭和24年の県の計画である450m³/sと同じ。当時の県の計画である野越しから120m³/s逃す計画であれば計画高水位を下回っていたと推定されることから平成21年7月洪水をもっと検証すべきであり、野越しを利用した案について、野越しをどの高さで計画されているのかわからない。 ・先人の知恵である野越しは大変賞賛するが、現在は周辺に住宅地が出来ているため、住民はとても心配・危険視しています。 ・400年続いた野越しは、後の人が世界遺産に登録するチャンスである。そのためには、被害が起きないように横堤を造らなければいけない。 ・想定以上の雨が降ったことも考え、コンセンサスが得られれば、地域全体の流域治水を市の街づくりとして、受堤を造った上で、野越しを残していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。 ・治水対策案における野越し（部分的に低い堤防の存置）については、現況施設を存置することとしているため、越流高、越流幅は現況のままとなります。 なお、現存している野越しの諸元につきましては、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」の参考資料2「現存する野越しについて」において示しております。 ・野越し（部分的に低い堤防の存置）を活用する治水対策案については、ケース⑧、⑨、⑩、⑭、⑮、⑯として立案しており、いずれの対策案においても家屋への浸水被害を防ぐために受堤を設置することとしております。 ・今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応します。 ・頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（6 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>7. 部分的に低い堤防（野越し）について （続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城原川、佐賀平野の流域治水というものを真剣に考えて欲しい。しっかりとした野越しの整備をすれば、地域を守ってくれる。 ・ 野越しがどういう機能を持ってどこに流れていくか等もう少し調べて計画していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並びに評価軸ごとの評価を行っております。 ・ 同細目において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。 ・ 「野越し」につきましては、同細目における26の治水方策の一つである「部分的に低い堤防の存置」として検討しております。 なお、抽出した治水対策案における野越しの洪水調節効果につきましては「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」の参考資料2「現存する野越しについて」において示しております。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（7 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
8. ダム以外の治水対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの代わりに遊水地を設けスポーツ公園とする。水のない巨大ダムは、九年庵を中心とする景勝地の環境を壊す。どうしてもダムだとするならば、ダムと遊水地の組み合わせとすれば公園は市民の交流の場となり、地域活性化や市の発展に役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）6) 地域社会への影響（略）7) 環境への影響（以下略）」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。 ・同細目において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。 ・頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・川をせき止め、ダムをむやみに作るのは問題である。山に保水力のある木を植えて、雨水が一気に流れ込まないように対策をとってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された26方策の一つである「森林の保全」については、効果を定量的に見込むことが困難であります。重要な施策の一つであることから、全てに共通する方策と考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・天井川を解消し、川幅を拓ければダムは必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・同細目において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせで検討する（以下略）」と規定されていることから、これら26方策について、城原川における各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討の上、16の治水対策案を立案しております。なお、ご指摘のありました堤防の引堤についても治水対策案の一つとして立案しております。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（8 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
8. ダム以外の治水対策について（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城原川ダムではなく、「耐越水堤防への堤防強化＋野越」を選択すべきである。 ・ 河川整備基本方針レベル規模の洪水が発生した場合でも壊滅的な被害が出ないように、ダムに頼らずに堤防の強化に努力すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川堤防は土堤が原則とされていますが、これは、経済性、状態監視の容易性、長期的な機能の継続性などの事項が求められることによるもので、堤防補強についても同様のことが言えます。 ・ また、これまでの検討においては、上記の条件を満たし、耐久性が越水に対して決壊しないと言える水準に達したものは確立されていないことから、ダムを代替する効果を見込むことはできません。 ・ しかし、堤防の強化を図ることは重要であり、堤防への浸透対策について引き続き計画的に実施してまいります。
9. ダム検証について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム検証の実施要領策定後、気象環境は変化しており、昨年12月には大規模氾濫を前提とした治水対策の答申がなされたところであり、そのような最新のデータを取り入れた検証を実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・ なお、城原川ダム事業の検証における安全度の評価については、「目標を上回る洪水が発生した場合にどのような状態となるのか」において「河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水（想定最大規模の洪水）」についても評価を行っております。 ・ 今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、答申に沿った対策についても併せて進めてまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（9 / 9）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
10. ダムの費用対効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の水害被害額に比べ、現実とかけ離れた架空の費用対効果の計算をしており、不当である。 ・ 生物多様性が失われることの損失が費用対効果で考慮されていないことは不当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム事業の検証にかかる検討における費用対効果分析については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。 ・ 環境への影響については、定量的な評価が困難です。各治水対策案の生物多様性への影響については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）7)環境への影響（略）ロ)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体全体にどのような影響があるか（略）自然環境にどのような影響が生じるかを（略）できる限り明らかにする。（以下略）」と規定されており、これに基づいて評価を行っております。
11. 計画高水流量について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 540m³/sが過大であるという意見に対する反論がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されています。これに基づき、過去の洪水の雨量データ等について点検を行いました。点検の結果、河川整備計画の目標流量は変わらないことを確認しました。
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型事業については、よりよい合意形成に向けて、このような議論をもっと行うべき。 ・ 洪水が非常に膨らんできた原因の一つは、以前は舗装されていなかった道路が舗装されたこと。道路側溝の溜枡を雨水枡に変えるなどの検討をしていただきたい。 ・ 城原川は、広滝発電所をはじめ先人の知恵や苦勞による歴史があるため、そういった想いを踏みにじるべきではない。 ・ 城原川が氾濫すると言われているが、氾濫する土地は潤い、蘇る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆様から頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。